

3 . 上位計画等における位置づけ

新たな文化交流拠点施設は、文化芸術の振興だけでなく、さまざまな「交流」や「にぎわい」を創出するものです。また、施設の運営も市民との協働で行われることが望ましいと考えられます。

こうした視点は、我孫子市第三次総合計画や我孫子市文化芸術振興条例をはじめ、個別計画等においても、次の通り位置づけています。そのため、施設整備にあたっては、これらの計画との整合を図っていく必要があります。

(1)我孫子市第三次総合計画

(平成 14 年 3 月策定。平成 24 年 3 月見直し。計画期間：平成 14～33 年度)

基本構想

【将来都市像】

我孫子市第三次総合計画では、「将来都市像」として『手賀沼のほとり 心輝くまち』～人・鳥・文化のハーモニー～」を掲げています。

基本計画

【分野別計画】

文化芸術の振興

・第五部・第三章・第一節「文化芸術の振興」

「文化芸術活動への支援と環境整備」に取り組むこととし、「市民の自主的な文化芸術活動を促進するため、共催・後援事業の拡充を図ります。また、活動や発表の場を提供するため、既存施設の効率的利用を一層進めるとともに、さまざまな整備手法を検討しながら、大規模ホール機能を備えた新たな文化会館の整備に取り組みます。」と定めています。

「交流」や「にぎわい」の創出

・第二部・第一章・第二節「観光の創出」

「観光資源をいかした地域産業の活性化」に取り組むこととし、「商業や農業などの地域産業の活性化を図るため、豊かな自然や農地、文化・歴史など既存の観光資源に加え、新たな観光資源の掘り起こしを行い、それらを積極的に活用しながら、交流人口の拡大に努めます。」と定めています。

・第二部・第二章・第二節「地域と連携した農業の育成」

「農業とのふれあいや交流の促進」に取り組むこととし、「多くの方が、生産者と身近な場で交流し、農業に親しみ、農業を楽しみ、農業を育むことができるよう、市民農園などの農業体験の場の提供を進めます。また、農業拠点施設や農家開設型ふれあい農園、農業まつりなどの生産者との交流の場に関する情報を積極的に提供します。」と定めています。

市民との協働

・第四部・第一章・第一節「市民交流支援」

「市民交流の機会や情報提供の充実」に取り組むこととし、「市民相互の交流を活発にして、市民がまちづくり活動に参加していけるよう、市民団体やまちづくり協議会、自治会、事業

所、大学などのさまざまな組織や多世代が交流できる場や機会を充実するとともに、さまざまな活動や団体の情報を提供します。」と定めています。

【計画推進のために】

- ・第一章・第二節「協働のしくみづくり」
「協働のしくみによるまちづくりの推進」に取り組むこととし、「市民との協働のあり方を明確にし、さまざまなまちづくりの場面でより効果的な連携が行われるしくみを工夫して、市民と連携した協働のまちづくりを進めます」と定めています。

(2)我孫子市文化芸術振興条例(平成21年6月制定)

我孫子市文化芸術振興条例では、我孫子市の文化芸術の振興に関する基本理念を定め、市、市民及び団体の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本的な事項を定め、もって心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的としています。

本条例に基づいて、平成22年2月に我孫子市文化芸術振興基本方針が策定されています。

【基本理念】

- ・市民及び団体（市内で活動する文化芸術団体、学校法人等教育機関、研究機関、企業、地域団体その他の法人又は団体をいう。）（以下「市民等」という。）が文化芸術の担い手であることを踏まえ、文化芸術活動を行う市民等の自主性及び創造性が尊重されなければならない。
- ・文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、市民等が等しく、文化芸術を鑑賞し、参加し、及び創造することができる環境の整備が図られなければならない。
- ・文化芸術振興には、市及び市民等が果たすべき役割を認識して取り組まれなければならない。
- ・豊かな自然、歴史及び風土に培われた文化芸術が、市民等の共通の財産として生まれ、将来にわたり引き継がれ、発展するよう配慮されなければならない。

(3)我孫子市生涯学習推進計画(第二次)

(平成21年5月策定。計画期間：平成21～27年度)

【基本理念】

- ・健やかで 個性豊かな 自分づくり
- ・高めあい 支えあう 思いやりの人づくり
- ・明るく 活力ある 心のまちづくり

【基本目標】

- 1 市民が「主役」 我孫子が「舞台」の生涯学習
- 2 家庭・学校・企業・NPO・市民団体等が連携して高める「地域教育力」
- 3 我孫子の自然・歴史・文化の継承と新しい文化の創造
- 4 いきいきとした生活を楽しむための「心と身体の健康づくり」

5 生涯学習による自分づくり、人づくり、まちづくり

【基本計画】

- ・基本計画 1 学習機会の充実と学習施設の整備・充実
主要施策「生涯学習施設の整備・充実」
- ・基本計画 5 我孫子の自然・環境・歴史・文化への取り組み
主要施策「文化・芸術活動や発表の場の確保」

(4)我孫子市観光振興計画(平成 25 年 3 月策定。計画期間：平成 25～30 年度)

【将来像】

計画では、観光振興により実現を目指す「将来像」として「ひとが集い、まちが輝く。豊かな自然に抱かれた、歴史と文化が息づくふるさと 我孫子」を掲げています。

【基本理念】

計画では、基本理念を「市民の理解と協力の下、手賀沼をはじめとする豊かな自然と我孫子ならではの歴史・文化資源を生かした観光振興により、まちににぎわいを創出すること」と定めています。

【基本方針】

計画では、基本理念を支える基本方針を「観光まちづくり」として 5 つ掲げています。

- ・手賀沼を中心とした自然と特徴ある歴史・文化資源を守り育て生かす観光まちづくり
(自然・歴史・文化の保全・活用)
- ・市民の市内における余暇活動促進と市外からの交流人口増加を目指す観光まちづくり
(市内外の交流人口増加)
- ・我孫子の農業、商業、工業の未来を切り開く観光まちづくり(産業活性化)
- ・情報受発信の充実を図り、人々のニーズに適切に対応した観光まちづくり
(対応の充実・ニーズへの対応)
- ・市民の郷土愛を育みながら、市民とともに推進する観光まちづくり(協働の推進)